

平成 29 年第 1 回中津川市議会（定例会） 提出予定議案

平成 29 年第 1 回中津川市議会（定例会）に、条例 11 件、人事 3 件、その他 12 件、補正予算 6 件、当初予算 11 件の合計 43 件の議案を提出します。

（条 例）

1、中津川市職員定数条例の一部改正について

消防機関の職員の定数を改めるため、改正する。

①消防機関の職員定数を 115 人から 119 人に改正する。

②施行期日 平成 29 年 4 月 1 日

2、中津川市職員の育児休業等に関する条例及び中津川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正に伴い、改正する。

①中津川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正
対象となる子の範囲を拡大する。

- ・ 特別養子縁組の監護期間中の子
- ・ 養子縁組里親に委託されている子

②中津川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

(1) 介護休暇を分割して取得できるようにする。

- ・ 1 回に限り 6 月以下で取得可能
⇒ 通算 6 月以下で、3 回までに分割して取得可能

(2) 介護時間を新設する。

- ・ 連続する 3 年の期間内において、1 日につき 2 時間を超えない範囲内で取得可能

③施行期日 平成 29 年 4 月 1 日

3、中津川市税条例等の一部改正について

地方税法の一部改正に伴い、改正する。

①個人住民税における住宅ローン控除制度の適用期間の 2 年半延長

- ・ 平成 31 年 6 月 30 日までの入居分
⇒ 平成 33 年 12 月 31 日までの入居分

②法人市民税法人税割の税率改正（12.1% → 8.4%）の施行期日の変更

- ・ 平成 29 年 4 月 1 日 ⇒ 平成 31 年 10 月 1 日

③軽自動車税の環境性能割の導入時期の変更

- ・ 平成 29 年 4 月 1 日 ⇒ 平成 31 年 10 月 1 日

④ 勧告遊休農地の保有に対する課税の強化

- ・ 農地法に基づき農業委員会から農地利用に関する勧告を受けた遊休農地について、価格に乘じられている減額のための修正割合（H27 年度から 0.55）を乗じないこととする等の固定資産評価方法の変更

⑤ 施行期日

- ・ 公布の日 ①、②、③
- ・ 平成 29 年 4 月 1 日 ④

4、中津川市保育士等修学支援金貸付条例の制定について

市内の保育士及び幼稚園教諭を確保するため、制定する。

① 次のいずれにも該当する者に貸し付ける。

- ・ 大学等で保育士・幼稚園教諭の養成課程に在学している者
- ・ 卒業後、市内の保育所、幼稚園等で保育士又は幼稚園教諭として勤務し、引き続き 5 年以上勤務する意思のある者

② 貸付金額は、月額 3 万円、無利子で最長 2 年間とする。

③ 市内の保育所等で 5 年以上勤務した場合は、返還を免除する。

④ 施行期日 平成 29 年 4 月 1 日

5、中津川市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

中津川市民病院で診療実績のある診療科の標榜を行い、及び坂下老人保健施設を国民健康保険坂下病院へ移転させるため、改正する。

① 中津川市民病院の標榜診療科を 12 科加え、31 科とする。

② 坂下老人保健施設の移転工事に伴い、国民健康保険坂下病院の一般病棟を 99 床減らし、50 床とする。

③ 坂下老人保健施設の位置を国民健康保険坂下病院と同一とする。

④ 施行期日

- ・ 平成 29 年 4 月 1 日 ①
- ・ 平成 29 年 8 月 1 日 ②
- ・ 平成 30 年 3 月 1 日 ③

6、中津川市医療職員修学資金貸付条例の制定について

不足する医療職員を計画的に確保するため、制定する。(全部改正)

- ①保健師、助産師及び看護師を対象としていた中津川市看護職員修学資金貸付条例を全部改正し、新たに薬剤師を対象範囲に含め、薬学部5年生以上に在学している者に貸付を行う。
- ②貸付金額は、月額10万円、無利子で最長2年間とする。
- ③医療職員の業務に従事し、貸付期間の2分の3に相当する期間に達した場合は、返還を免除する。
- ④施行期日 平成29年4月1日

7、中津川市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の制定について

中津川市環境基本条例に規定する基本的な考え方と再生可能エネルギー発電事業との調和を図るため、制定する。

- ①目的
再生可能エネルギー発電設備（太陽光発電設備）の適正な整備及び維持管理を図り、市内の貴重な森林、農地等の良好な自然環境及び住民が安心して生活できる住環境の保全並びに潤いのある豊かな地域社会の発展に寄与するため。
- ②条例の内容
 - ・事業区域が1,000平方メートルを超える土地に設置する太陽光発電設備事業を対象
 - ・事業者は、事業施行前に市長に届け出て協議を行い、自治会等への説明会を開催する。
 - ・市長は、必要があると認めるきは、事業者に対して必要な措置を講ずるよう指導、助言又は勧告を行う。
 - ・市長は、事業者が正当な理由無く勧告に従わないときは、事業者の氏名等を公表する。
- ③施行期日 平成29年4月1日（平成29年6月1日まで経過措置あり）

8、中津川市中小企業・小規模企業振興条例の制定について

小規模企業振興基本法及び岐阜県中小企業・小規模企業振興条例の制定に伴い、制定する。(全部改正)

- ①目的
中小企業振興の基本理念を定め、関係者の責務等を明らかにし、地域経済の発展と市民生活の向上に寄与するため。
- ②基本理念
 - ・中小企業者は経営の改善及び向上に努め、小規模企業者は持続的発展の促進に努める。

- ・金融機関、大学等中小企業の事業活動と関係がある者は、相互に連携及び協力する。
- ・地域資源を活用し、推進する。

③施行期日 平成29年4月1日

9、中津川市キャンプ場等の設置等に関する条例の一部改正について

けやき平緑地利用施設の用途廃止をするため、改正する。

①「けやき平緑地利用施設」の名称及び関連する別表を削除する。

②施行期日 平成29年4月1日

10、中津川市公園の設置等に関する条例の一部改正について

本町広場（中津川市本町地内）を市が設置する公園として位置付けるため、改正する。

①別表第1に「本町広場」を加える。

②施行期日 平成29年4月1日

11、中津川市簡易水道事業を中津川市水道事業に統合するための関係条例の整理について

中津川市簡易水道事業を中津川市水道事業に統合するため、改正する。

①中津川市行政組織条例の一部改正

- ・簡易水道に関する記述を削除

②中津川市特別会計条例の一部改正

- ・中津川市簡易水道事業を削除

③中津川市積立基金条例の一部改正

- ・簡易水道事業財政調整基金を削除

④中津川市水道事業の設置等に関する条例の一部改正

- ・簡易水道区域を追加し、区域名称を大字表記に統一

⑤中津川市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部改正

- ・簡易水道を削除

⑥中津川市簡易水道事業給水条例の廃止

- ・条例を廃止

⑦施行期日 平成29年4月1日

(人 事)

1、中津川市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

選任予定者 ひむろ しげる
氷室 茂 (再任)

2、中津川市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

任命予定者 みお かずき
三尾 和樹 (新任)

3、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

推薦予定者 みやけ ひでお
三宅 秀雄 (再任)

(その他)

1、財産の取得について

中津川市北部ミニ工業団地 (仮称) に供するため、財産 (土地) を取得する。

- ・財産の種別 土地
- ・所在地、地目及び面積

所在地	地目	面積
中津川市田瀬字上田瀬 1 2 5 番 3	学校用地	44,524 m ²
中津川市田瀬字上田瀬 1 2 5 番 6	学校用地	279 m ²
中津川市田瀬字上田瀬 1 2 5 番 7	学校用地	425 m ²
中津川市田瀬字宮脇 1 1 3 2 番 7	学校用地	78 m ²
	合計	45,306 m ²

- ・仮契約金額 41,420,000円
- ・契約の相手方 岐阜県

2、工事の委託に関する協定の変更について

建設工事委託協定の工事内容の変更により、協定金額を減額する。

- ・変更前協定金額 399,000,000円
- ・変更後協定金額 378,440,000円
- ・協定の相手方 東京都文京区湯島二丁目31番27号
日本下水道事業団
理事長 辻原 俊博

3～7、市道路線の認定について

中津534号線、坂本289号線、坂本290号線、神坂44号線、神坂45号線

3、中津534号線

- ・東濃東部都市間連絡道路整備に伴い、市道に認定し、一貫した道路管理をする。

4、坂本289号線

- ・東濃東部都市間連絡道路整備に伴い、市道に認定し、一貫した道路管理をする。

5、坂本290号線

- ・坂本地区連絡道路整備に伴い、市道に認定し、一貫した道路管理をする。

6、神坂44号線

- ・神坂スマートインターチェンジ整備に伴い、市道に認定し、一貫した道路管理をする。

7、神坂45号線

- ・神坂スマートインターチェンジ整備に伴い、市道に認定し、一貫した道路管理をする。

8～10、市道路線の変更について

中津275号線、坂本200号線、神坂11号線

8、中津275号線

- ・宅地造成事業により約26mが一般の用に供されなくなったため、終点を変更し、一貫した道路管理をする。

9、坂本200号線

- ・民間の保育園で終点となっていたが、地域住民の利便性向上のため、終点を市道坂本197号線に接続し、一貫した道路管理をする。

10、神坂11号線

- ・神坂スマートインターチェンジ整備に伴い、起点を変更し、一貫した道路管理をする。

11、市道路線の廃止について

坂本177号線

- ・周辺の市道整備により一般の用に供されなくなったため、廃止する。

12、指定管理者の指定について

施設の管理を指定管理者に行わせるため、指定する。

- ・施設名 中津川市山口デイサービスセンター椿苑
- ・指定先 岐阜県中津川市かやの木町2番5号
社会福祉法人 中津川市社会福祉協議会
会長 加藤 出
- ・指定期間 平成29年4月1日～平成31年3月31日

(補正予算)

- 1 平成28年度中津川市一般会計補正予算
- 2 " 国民健康保険事業会計補正予算
- 3 " 下水道事業会計補正予算
- 4 " 簡易水道事業会計補正予算
- 5 " 後期高齢者医療事業会計補正予算
- 6 " 病院事業会計補正予算

(当初予算)

- 1 平成29年度中津川市一般会計予算
- 2 " 国民健康保険事業会計予算
- 3 " 駅前駐車場事業会計予算
- 4 " 下水道事業会計予算
- 5 " 農業集落排水事業会計予算
- 6 " 特定環境保全公共下水道事業会計予算
- 7 " 介護保険事業会計予算
- 8 " 個別排水処理事業会計予算
- 9 " 後期高齢者医療事業会計予算
- 10 " 水道事業会計予算
- 11 " 病院事業会計予算

お問い合わせ先

〈条例・人事・その他〉

総務部行政管理課
文書行政係

E-mail:gyousei@city.nakatsugawa.lg.jp
葛西 将光 電話：0573-66-1111 (内線 442)

〈補正予算・当初予算〉

財務部財政課
財政係長

E-mail:zaimu@city.nakatsugawa.lg.jp
水野 信平 電話：0573-66-1111 (内線 341)